

国民年金保険料の収納対策等について

平成19年6月5日
社会保険庁年金保険課

公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

- 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、未加入者は約27万人。
 公的年金加入対象者全体の約94%は保険料を納付（免除及び猶予を含む。）しており、国民年金保険料の未納問題が直ちに年金財政に大きな影響を与える状況にはない。

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

(7,076万人)				
公的年金加入者 (7,049万人)				
第1号被保険者 (注1) 2,190万人		第2号被保険者 (3,766万人)		(注1) 第3号被保険者 1,092万人
↑ ↑ 免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	↑ ↑ 保険料納付者	↑ ↑ 厚生年金保険 (注1) 3,302万人	↑ ↑ 共済組合 464万人 (注4)	
未納者 374万人 (注3)		} 401万人		
第1号未加入者 27万人				

(注2)

(注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。

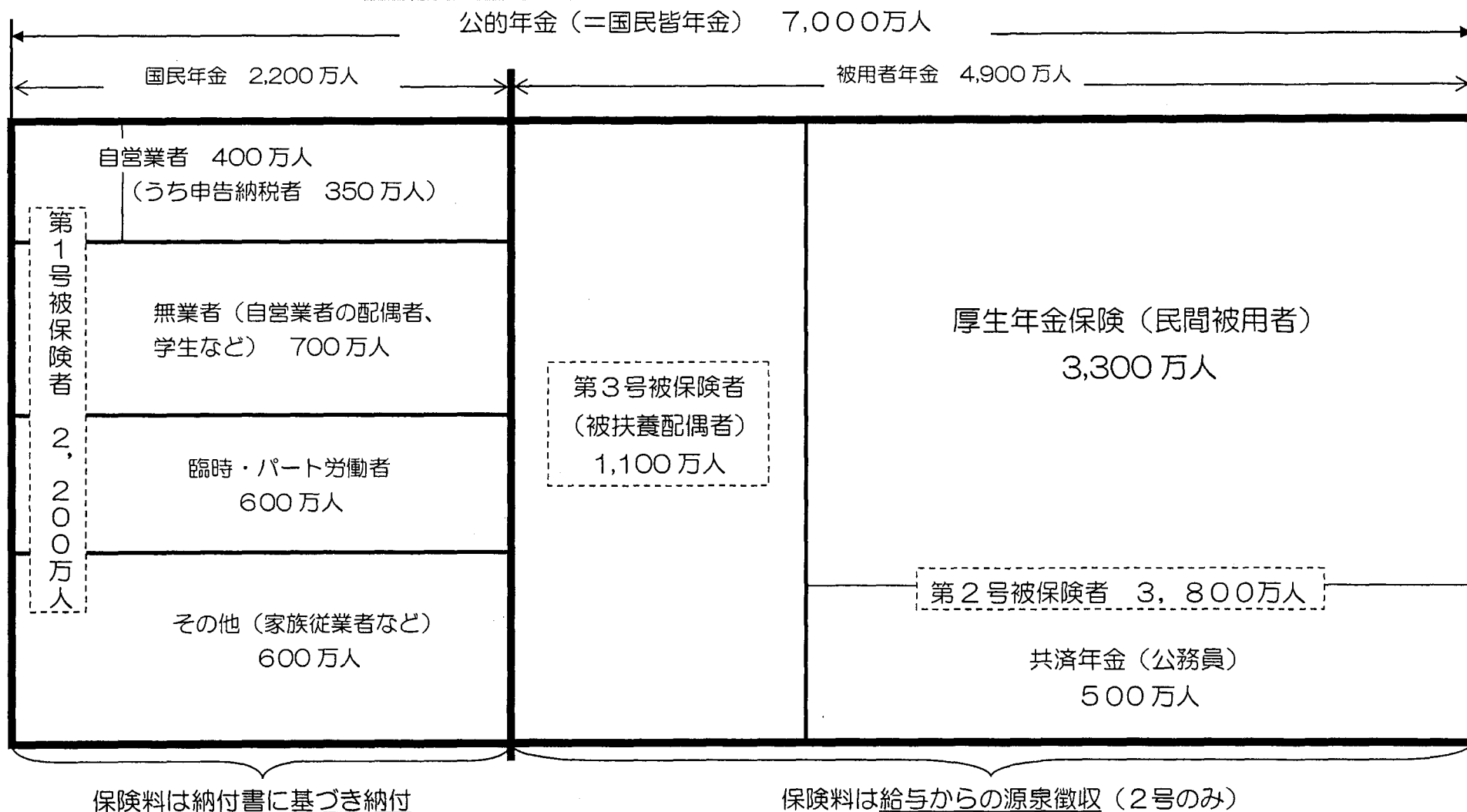
2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成17年3月末現在。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度の対象者



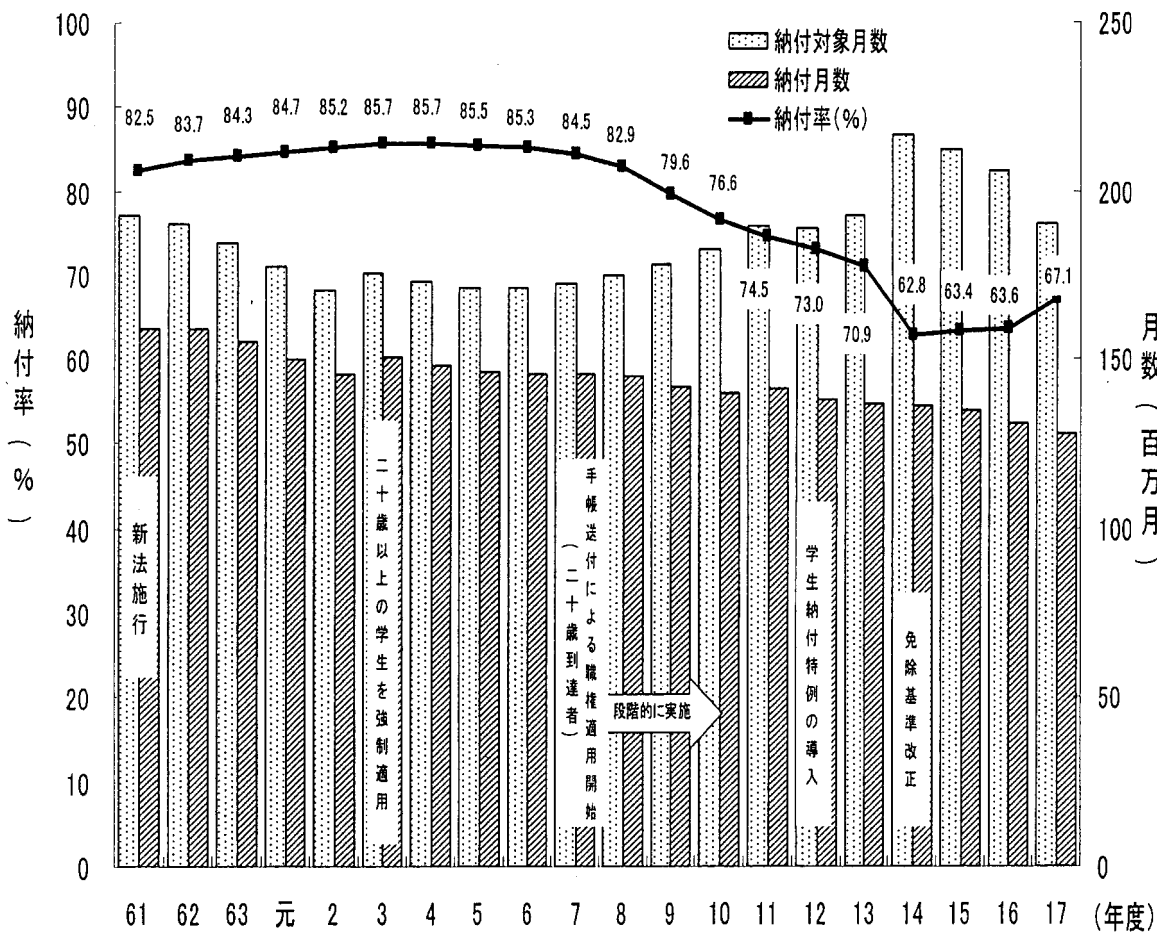
※ 平成 18 年 3 月末現在の人数 (百万単位)。共済年金のみ平成 17 年 3 月末現在。

※ 医療保険制度における国民健康保険 (国保) と被用者保険の関係も、上記の図とほぼ同様。ただし、医療保険の場合は、被扶養配偶者以外の被扶養者についても被用者保険でカバーされており、年金制度と比較して被用者保険によってカバーされる範囲が広い。

なお、市町村国保の保険料納付率は、世帯ベース (国民年金は個人ベース) で見ると約 8 割。ただし、この中には、納付率が高いと考えられる 60 歳以上の世帯層も含まれている (一方、国民年金は 20~59 歳が対象)。

平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



平成17年度の納付率は、67.1%
(対前年比+3.5%)

* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

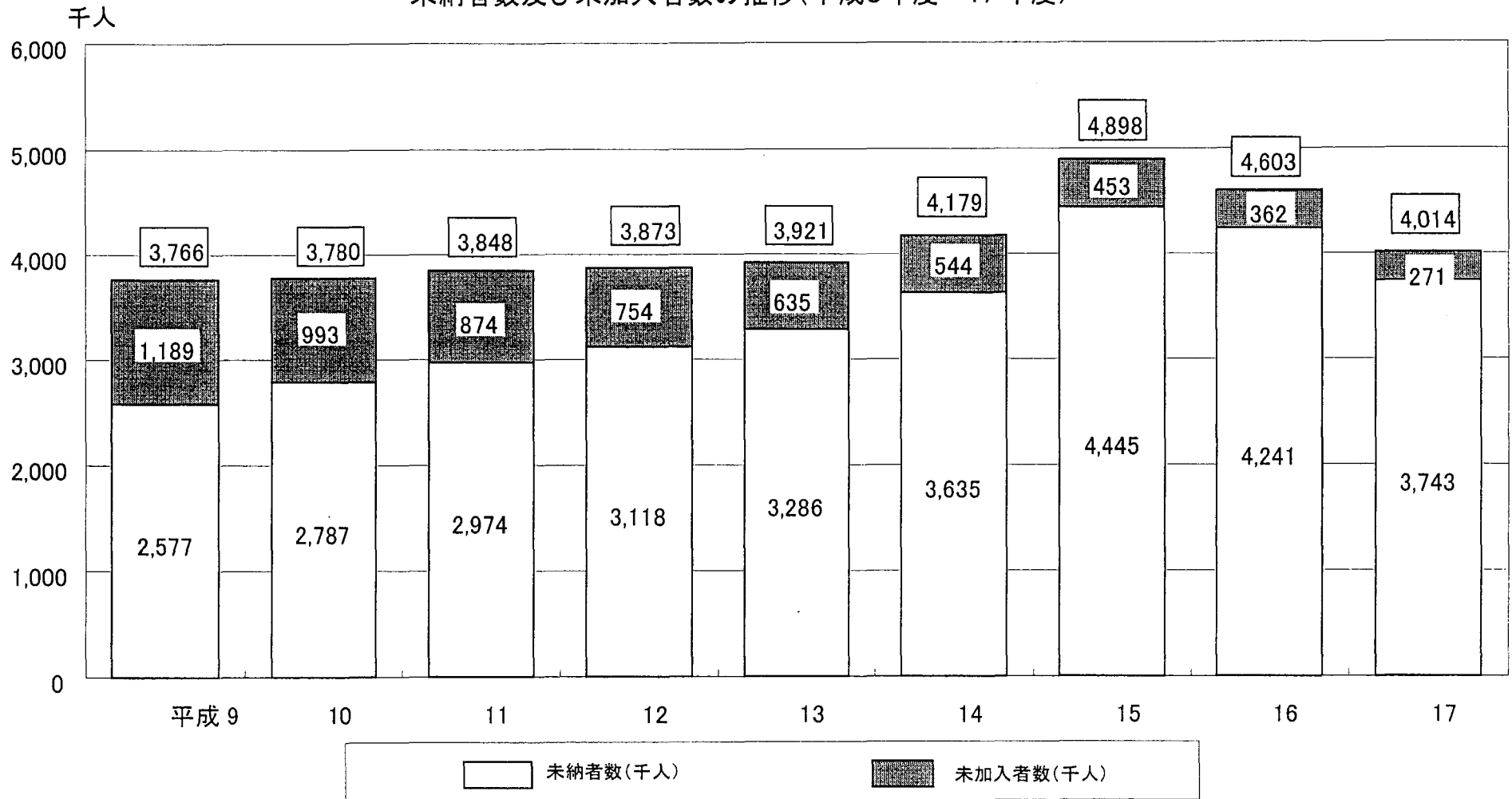
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

未納者数及び未加入者数の推移(平成9年度～17年度)

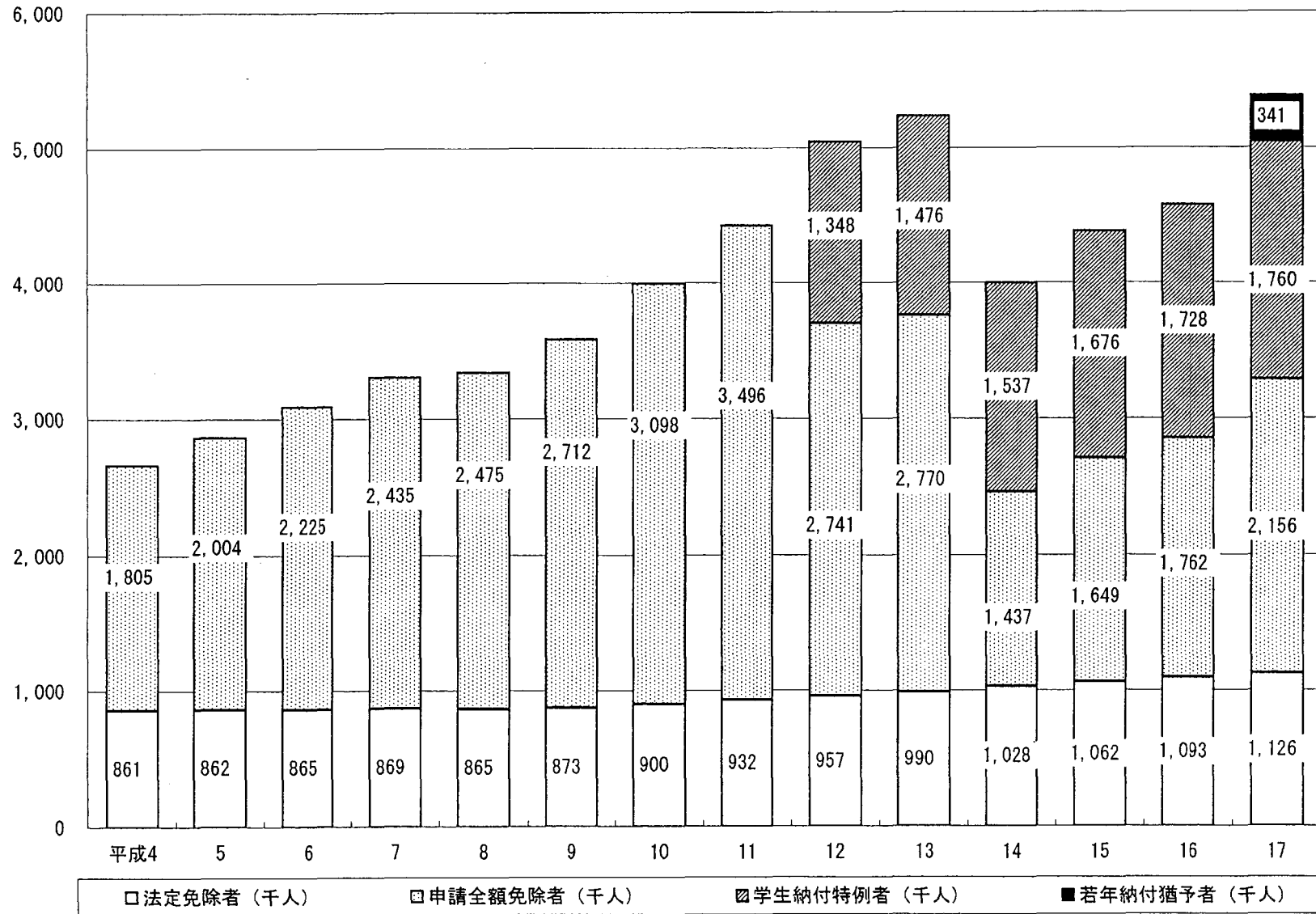


注1) 未納者とは、過去 24 か月の保険料が未納となっている者である。

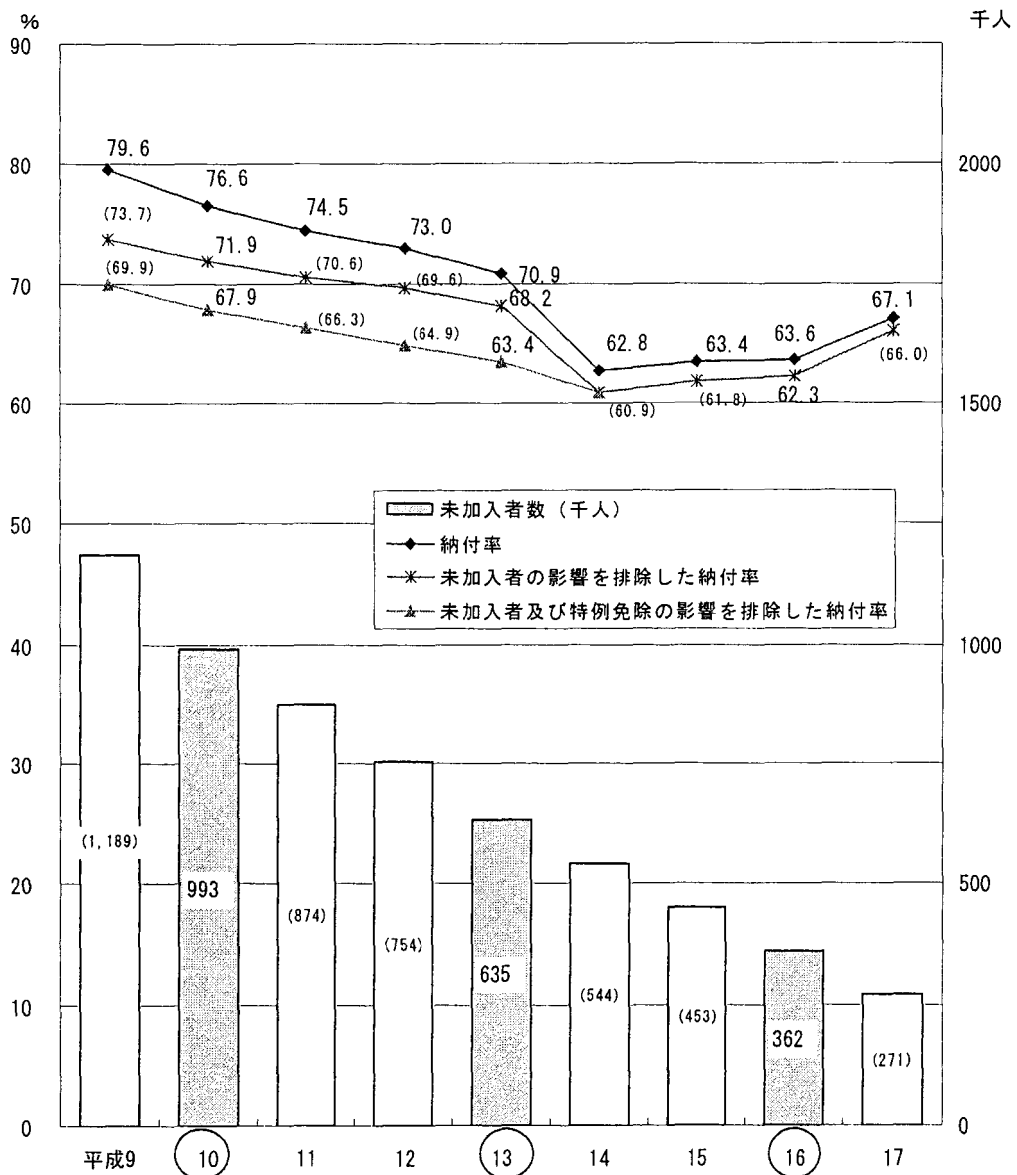
注2) 平成 17 年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3) 平成 10、13 及び 16 年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

免除・納付猶予者の推移（平成4年度～17年度）



国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
(口座振替率)
16年度末 17年度末 18年度末目標
37% → 40% → 42%
651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

納付督促の実施

催告状(手紙)

H16年度 4,021万件
H17年度 3,418万件

電話

H16年度 649万件
H17年度 823万件

戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件
H17年度 1,774万件

集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件
H17年度 1,952万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施 □不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,244件	56,819件
財産差押え	636件	8,585件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
・納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

平成18年度
31万件実施、
最終的に60
万件実施可能
な体制を構築

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

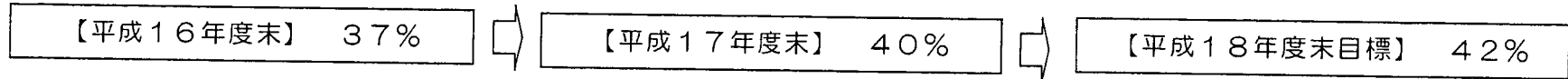
国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。